

鍼灸の保険取扱について

1. 神経痛
2. リウマチ
3. 頸腕症候群
4. 五十肩
5. 腰痛症
6. 頸椎捻挫後遺症等
7. その他（これらに類似する慢性疼痛を伴う疾患）



上記の疾患にのみ、保険による
鍼灸治療が認められる場合があります

鍼灸治療の保険取扱手続きの手順

1. 当院にて用意している同意書をお渡しします。
2. 医院・病院などを受診して、医師に同意書の必要事項を記入してもらって下さい。
3. 医師の記入済みの同意書 と 保険証 と 認印 (シャチハタ ×) を当院へ 同意書発行後2週間以内に持参下さい。

なお、同意書の代わりに、病名、症状及び発病年月日が明記され鍼灸の治療が適当であると判断できる診断書でも結構です。



4. 医療保険を適用しての鍼灸治療が開始できます。

次の事項にご留意下さい

- ・保険で鍼灸を受けている期間、その病気による医師の治療は受けることが出来ません。
(検査は可)
他の病気の治療は受けられます。
- ・かかりつけ医師にできるだけ同意書の発行をしていただくようにして下さい。
- ・最初に医師の同意を受けてから、それ以後は3ヶ月毎に再度、同意が必要です。但し、再度の同意は同意書に記入してもらう必要は無く口頭で結構です。
- ・保険の種類によっては、取り扱いが出来なかったり、患者さん本人が手続きをしなければならないものもあります。

詳しくは当院スタッフ
にお尋ねください

